

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 41 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料				風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]				[略]			
14	[略]			14	[略]		
備考 [略]				<p><u>15 法第 27 条第 4 項（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第 27 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項、第 31 条の 12 第 1 項又は第 31 条の 17 第 1 項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</u></p> <p><u>（1）法第 2 条第 6 項又は第 9 項の営業を営もうとする者に対する書面の交付</u></p>			
					店舗型営業届出確認書交付手数料	11,900 円	

<p>(2) 法第2条 第7項第1号 の営業を営も うとする者で 当該営業につ き受付所を設 けようとする ものに対する 書面の交付</p>	<p>無店舗型営業 (受付所) 届出 確認書交付手 数料</p>	<p>3,400円と8,500円 に受付所の数を乗 じて得た額との合 計額</p>	
<p>(3) 法第2条 第7項、第8項 若しくは第10 項の営業を営 もうとする者 (2)に規定す る者を除く。 又は風俗営業 等の規制及び 業務の適正化 等に関する法 律の一部を改 正する法律(平 成17年法律第 119号) 附則第 3条第2項の 届出書を提出 したものとみ なされる者に 対する書面の 交付</p>	<p>無店舗型等営 業又は改正法 附則届出確認 書交付手数料</p>	<p>3,400円</p>	
<p>16 法第27条第4 項(法第31条の 12第2項におい て準用する場合 を含む。)又は第 31条の2第4項 (法第31条の7 第2項及び第31 条の17第2項に おいて準用する 場合を含む。)の</p>			

	<p>規定に基づく法第 27条第2項(法第 31条の12第2項 において準用す る場合を含む。) 又は第31条の2 第2項(法第31 条の7第2項及 び第31条の17第 2項において準 用する場合を含 む。)の届出書の 提出があった旨 を記載した書面 の交付</p> <p>(1) 変更に係 る事項が受付 所の新設に係 るものである 場合</p> <p>(2) その他の 場合</p>	<p>無店舗型営業 変更(受付所新 設)届出確認書 交付手数料</p> <p>営業変更届出 確認書交付手 数料</p>	<p>1,900円と8,500円 に当該新設に係る 受付所の数を乗じ て得た額との合計 額</p> <p>1,500円</p>	
	<p>17 法第27条第4 項(法第31条の12 第2項において 準用する場合を 含む。)又は第31 条の2第4項(法 第31条の7第2 項及び第31条の 17第2項におい て準用する場合 を含む。)の規定 に基づく届出書 の提出があった 旨を記載した書 面の再交付</p>	<p>営業届出確認 書再交付手 数料</p>	<p>1,200円</p>	
備考 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

この条例は、平成18年5月1日から施行する。